

○渡嘉敷村PCR検査費用助成事業実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新型コロナウイルス感染症の感染拡大を防止するため、本要綱の第2条に掲げる助成対象者のうち、PCR検査（以下「検査」という。）を希望する者（行政検査対象者及び保険診療による検査対象者並びに県による他の行政支援による検査対象者を除く。以下「PCR検査希望者」という。）の検査を受ける機会を確保し、医療機関又は検査機関（以下「実施機関」という。）が行うPCR検査希望者に対する検査に要する費用（以下「検査費」という。）の負担を軽減することを目的とする。

(助成対象者)

第2条 助成対象者は、次に掲げる者とする。

- (1) 渡嘉敷村住民基本台帳に登録されている者
- (2) 前1号以外の渡嘉敷村役場職員
- (5) その他、村長が感染のリスクがあると認めた者

(助成対象経費)

第3条 助成対象経費は、検査費のみとする。

(助成額)

第4条 助成額は助成対象経費の8割とし、上限額を以下のとおりとする。

- (1) 渡嘉敷診療所での検査 23,800円
- (2) 村外での検査 11,600円

2 助成については、1人2回までとする。

(実施期間)

第5条 実施期間は、令和3年4月1日から令和4年3月31日までとする。

(助成申請)

第6条 助成を受けようとする者は、検査費助成金交付申請書（様式第1号）に関係書類を添えて、村長へ提出するものとする。

(助成決定)

第7条 村長は、前条の申請を受けたときは、その申請書の内容を審査し、適正と認めるときは、検査費助成金交付決定通知書（様式第2号）により、申請が不適正と認めるときは、検査費助成金不交付決定通知書（様式第3号）により、申請者に通知するものとする。

2 前項の交付決定通知書を交付された者（以下「交付決定者」という。）は、検査費を実施機関へ直接支払うものとし、村長は交付決定者に対して、第4条に規定する上限助成額を超えない範囲内で、速やかに申請者が指定する口座に振り込むものとする。

（委任状）

第8条 助成対象者は、委任状（様式第4号）を村長に提出することにより、申請及び助成金受け取りに関する一切の権限を代理人に委任することができる。

（助成金の返還）

第9条 村長は、交付決定者が助成金の交付を受けた後、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、助成金の全部又は一部を返還させることができる。

(1) この要綱に違反したとき

(2) この要綱に基づき提出した書類に虚偽の記載があったとき

（個人情報の管理及び保護）

第10条 村長及び実施機関は、本事業の実施にあたり、対象者の個人情報の管理及び保護に十分に留意しなければならない。

（その他）

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、村長が別に定める。

附 則

この訓令は、公布の日から施行し、令和3年4月1日から適用する。